

# 休眠預金活用事業に係る規程（1）

一般社団法人国際交流団体ブロックは、組織として休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

本規程に定める規定が、従前の規定と矛盾し又は抵触する場合には、本規程の定めが優先する。

## 第1章 社員総会・評議員会の運営

**第1条（種別）** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

**第2条（権能）** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

**第3条（開催）** 通常総会は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況を監査した結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見し、社員総会に当該事実を報告する必要があると認めた場合において、監事から招集があったとき。

**第4条（招集）** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

**第5条（開催通知）** 総会を招集するときは、招集の理由、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。

**第6条（招集手続きの省略）** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

**第7条（議決）** 総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第8条（特別の利害関係を有する場合の決議からの除外）** 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**第9条（議事録）** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

## 第2章 理事会の運営

**第10条（権能）** 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第11条（開催）** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求

があったとき。

(3) 定款の規定により、監事から招集の請求があったとき。

**第12条（頻度）** 理事会は、毎事業年度1回以上開催する。

**第13条（招集）** 理事会は、理事長が招集する。

**第14条（招集の手続）** 理事会を招集するときは、理事会の1週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、招集理由、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

**第15条（議決）** 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第16条（特別の利害関係を有する場合の決議からの除外）** 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**第17条（議事録）** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

**第18条（改廃）** この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2020年5月1日から施行する。（2020年4月28日理事会にて議決）

以 上